

令和4年1月31日

お客様各位

税理士法人長谷川税理士事務所  
社員税理士 長谷川 裕

## 事業復活支援金についてのご案内

令和4年1月31日より、事業復活支援金の申請がスタートいたしました。該当される中小法人・個人事業者の方々も多数いらっしゃると思います。ただ、申請の期限は、令和4年5月31日までと、長い期間受け付けていますので、対象となる月をご確認の上、申請書類に漏れのないようにご準備ください。

なお、前回、一時支援金や月次支援金を受給された方は、税理士の「事前確認」は不要となっておりますが、それ以外の方は「事前確認」が必要になります。

この「事前確認」につきまして、当事務所では下記のように対応させていただきますので、ご理解、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

**【対象期間】** 令和4年3月16日(水)～5月20日(金)

※確定申告の期間（令和4年1月31日～3月15日）は、受け付けておりません。

**【予約方法】** お電話（フリーダイヤル 0120-663-803）又はメールフォームより  
面接のお時間は15分～20分程度になります。

**【報酬】** 一律 11,000円（消費税10%込）

※代理申請までの場合、給付金額に応じて別途33,000円～110,000円の報酬が発生いたします。

**【必要書類等】**

- ・ 申請ID
- ・ 過年度の決算書及び申告書（3期分。事業期間が3期分に満たない場合は、事業開始からの分）
- ・ 面接者の運転免許証、マイナンバーカード（又はマイナンバーの入った住民票）
- ・ 売上の台帳（2018年11月～2021年3月、2021年11月～2022年3月）
- ・ 事業で使われている通帳（直近1年分）